

相続手続依頼書
(預金・出資金・貸金庫・公共債)

相続手続依頼書の

作成日(記入日)をご記入ください。

(和暦) 5年5月5日

西京信用金庫 宛

下記被相続人の西京信用
続発生及び相続人確定のた
件相続について他に遺言書
に基づき取扱いのうえは、後
かけしません。

戸籍上の字体で
ご記入下さい。

については、後記のとおり処理願いたく、必要な関係資料(相
続発生・遺言書等)を添えて依頼いたします。なお、本
関係を有する者は存在いたしません。また、この依頼書に
連帯してその責を負い、貸金庫には一切ご迷惑・損害をお

被相続人	おなまえ お亡くなりになられた日 令和5年3月3日 西京 一郎 様
相続関係者	相続人・受遺者・遺言執行者・その他() おとところ 相続人住所(印鑑証明書通り) おでんわ 03(1234)5678 おなまえ 西京 太郎 実印 西京 太郎
	相続人・受遺者・遺言執行者・その他() おとところ 相続人住所(印鑑証明書通り) おでんわ 090(1234)5678 おなまえ 吉田 花子 実印 吉田 花子
関係者	相続人・受遺者・遺言執行者・その他() おとところ ・法定相続人全員のご署名・ご捺印が必要です。 それぞれご本人が直筆で「ご記入ください」。
	相続人・受遺者・遺言執行者・その他() おとところ ・ご印鑑はそれぞれの実印をご捺印ください。
	相続人・受遺者・遺言執行者・その他() おとところ ・印鑑登録証明書も全員の方の分が必要です。 おなまえは「印鑑登録証明書上の字体」で「ご記入ください」。

各項目に、必要事項、○印等をご記入ください。

1. 相続人代表者及び相続方法
相続手続については 西京 太郎 が相続人代表者(当金庫と手続きしていただく方)として、○印を付したA~Eいずれかの相続方法により、手続及び被相続人の資産の受領を行います。
- A. 遺産分割協議書に基づき後記のとおり相続します。
 - B. 遺言書により後記のとおり相続します。□公正証書遺言 □自筆証書遺言
 - C. 家庭裁判所の調停・審判により後記のとおり遺産分割します。
 - D. 遺産分割等未了の状態にて「被相続人 西京 一郎 相続人 西京 太郎」名義に取りまとめます。
 - E. その他()
2. 入金口座 西京信用金庫の口座をご指定の場合は、振込手数料はかかりません。

●下記口座または別紙振込依頼書で指定する口座に入金してください。なお、振込手数料は振込金額から差し引いてください。

金融機関名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号	口座名義
西京信用金庫	本店営業部	普通貯蓄当座	1234567	西京 太郎

別紙振込依頼書で指定する口座。

金庫使用欄【総務部】			【営業店支援センター】			【受付店】			審査役
部長	検印	担当印	検印	担当印	印鑑照合	支店長	検印	印鑑照合	

3. 相続預金等の表示・取扱内容・通帳等の有無(預金・公共債・出資金)

取引種目・商品名	店番	口座番号・銘柄	金額(額面)	取扱内容	通帳等の有無
総合口座貸越金(残高がマイナスの時)	001	1234567	¥543,210	別途差引計算を行ったうえ取引を解約してください。	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	001	2345678	¥123,456	払戻名義変更()	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	001	0123456	¥100,000	払戻名義変更()	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	001	0012345	¥200,000	払戻名義変更(西京太郎)	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	001	001234 第20回国入向け国債10年変動	¥300,000	払戻名義変更()	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	002	3456789		訂正方法 二重線を引き、 相続関係者全員の訂正印を押し、 近くに正しい数字をご記入ください。	有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債	002	000212			有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債					有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債					有・無
普通(定期・定積・貯蓄)・公共債					有・無
出資金	001 200	0987654	¥100,000	譲渡・相続加入 譲受又は相続加入する方 (西京太郎)	有・無

・ご預金の名義変更を選択した場合は、

相続人を新名義人としてご記入ください。

・ご預金の名義変更を選択した場合は、

新名義人(相続人)の印鑑届等当金庫所定の書類が必要となりますので、お取引に使用する印鑑をご用意ください。

*上記3の相続預金等の払戻にあたっては、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書の提出はしませんので信用金庫所定の方法で取扱いください。
*上記3において、通帳または証書を無としたものについては、喪失のため提出できませんので信用金庫所定の方法で取扱いください。
なお、後日物件が発見された場合には、前記の相続関係者の責任においてただちに返却します。
(注1)「金額(額面)」欄:総合口座取引により貸越元利金が発生している場合には最上欄に貸越金を、その他の欄に定期預金の元金をご記入ください。
(注2)出資金の相続加入ができるのは、法令により被相続人様がお亡くなりになられてから3ヶ月以内、かつ一人の相続人(会員又は会員資格を有する者)と定められています。
(注3)出資金の法定脱退の払戻時期は死亡日の属する事業年度の終了時以降となります。

4. 貸金庫の表示・取扱内容 貸金庫契約がある場合は、取扱内容に応じて別途書類が必要です。

取扱店	本店営業部	貸金庫番号	1234
取扱内容 該当する右記号に○印 をご記入ください	A	前記相続人代表者に上記貸金庫の開扉、および解約手続ならびに格納物の引取りを委任します。 ※相続関係者欄に法定相続人全員が自署捺印ください。	
	B	貸金庫の開扉、解約、格納物の引取り権限のある遺言執行者等として上記貸金庫の開扉および解約手続ならびに格納物の引取りをします。 (ただし、当金庫において、遺言書等により権限の確認ができる場合に限りです。また、法定相続人に署名捺印、格納物引取りの立会いをお願いする場合があります。)	
	C	<input type="checkbox"/> 別途解約手続をします。 <input type="checkbox"/> 別途解約手続をしました。	

取扱店・貸金庫番号をご記入ください。

なお、取扱内容A・B・Cについて

不明な点はお問い合わせください。